

盛岡市スポーツ少年団種目別交流費助成事業実施要項

(目的)

第1 盛岡市スポーツ少年団に登録しているスポーツ少年団が種目ごとに実施する交流事業の費用の一部について、予算の範囲内で助成金を交付する。

(助成金の交付対象)

第2 盛岡市スポーツ少年団に登録しているスポーツ少年団が種目ごとを開催する交流事業とする。

(助成金の額)

第3 交流事業にかかる費用を対象とし、その交付額は4万円以内とする。

(交付の申請)

第4 助成金の交付を受けようとする種目は、事業を実施しようとする日の1ヶ月前までに、盛岡市スポーツ少年団種目別交流費助成金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、本部長に申請しなければならない。

(1) 開催要項等事業の目的及び内容が分かる書類

(2) 事業に係る収支予算書(様式第2号)

(事業報告)

第5 種目別交流費助成金の交付を受けた者は、当該事業の1ヶ月以内に事業完了報告書(様式第3号)及び事業に係る収支決算書(様式第4号)を、本部長に提出しなければならない。

(交付の制限)

第6 この助成金の交付は、1種目につき、1年度中1回とする。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。